様式第12号（第41条関係）

［略］

注１　設計については、特定端末機器の設計に係る事項を記載した書類であって別表第四号において準用する別表第一号に定める事項のうち確認機器の用途、構成、機能及び仕様の概要等を記載すること。

［２～６　略］

７　検証の際に使用した測定器等が第５条の２の測定器その他の設備であって、当該測定器等の較正等を行った年月日の翌月の１日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が１年を超えている場合は、その旨を記載すること。また、較正等の方法が法第87条第１項第２号ニに該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称を記載すること。

８　［略］

様式第12号（第41条関係）

［同左］

注１　設計については、特定端末機器の設計に係る事項を記載した書類であって別表第四号において準用する別表第一号に定める事項のうち確認機器の用途、構成、機能及び仕様の概要等を記載することとする。

［２～６　同左］

７　較正等の方法が法第87条第１項第２号ニに該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称を記載すること。

８　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行前に電気通信事業法第八十七条第一項第二号の較正又は校正（以下「較正等」という。）を受けたこの省令による改正後の端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第五条の二の測定器その他の設備については、この省令の施行の日以降最初に較正等を受ける日までは、この省令による改正後の端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。